

平成21年度予算編成方針

平成20年10月22日

豊見城市長 金城豊明

1. 国の動向と地方財政の状況

国は、「経済財政改革の基本方針2008」及び「平成21年度の地方財政の課題」により、地方財政の方針として「基本方針2006等に基づき、歳出全般にわたって最大限の削減を行うこと。」「各地方公共団体の集中改革プランの着実な実施を推進すること等により地方行革を強力に推進すること」を示した。これらは、地方財政に一層の健全化を求めていくことを再度確認する内容となっている。

また、「平成21年度地方財政収支の8月仮試算【概算要求時】」において、一般歳出計を対前年度比0.3兆円の減（0.4%）とする地方財政規模の圧縮を仮試算しているが、政府経済見通し決定(H20.1)以降、米国経済が減速し円高等が生じていること、日本経済が「当面、下向きの動きが続くとみられ、景気の状態がさらに厳しいものとなるリスクが存在する」(H20.10.20 月例経済報告 内閣府)とされていること、また、日本の政治状況も、その対応策が極めて流動的であることなどを考慮すると、今後の日本経済の景気動向は極めて不透明であり、8月仮試算で想定された地方財政規模は、更に縮小される可能性もあることを念頭に置いておかねばならない。

2. 本市の財政状況

本市の普通会計当初予算は、平成20年度で173億6,007万円(対前年度比35億905万円(16.8%)の減)となった。歳出では、道路改築事業、豊崎総合公園、住宅地区改良事業などの普通建設事業で40億3千万円(47.2%)の減となったものの、扶助費で2億2千万円(5.8%)の増や補助費等で2億5千万円(17.4%)の増となっており、本市においても普通建設事業から社会保障関係費へと予算配分の転換が進んでいることが確認できる。一方、歳入では、一般財源総額の不足を補う基金の取り崩し(財政調整基金・減債基金)が、過去最高の5億円(対前年度比6千万円(13.6%)の増)となっており、同基金残額は5億5,104万円となっている。

本市の平成21年度の予算編成の見通しとしては、歳入では、税制改正による税源配分と住環境整備の完了に伴う市税の堅調な増収が見込まれるものの、政府の地方財政規模の圧縮により、地方交付税等は減少すると見込まれることから、一般財源等の総額に増減は無いと考えられる。

一方、歳出では、少子・高齢化や医療制度改正などに伴う社会保障関係費、学校教育施設整備、戸籍事務の電算化、消防梯子車の購入など市として避けて通ることのできない事業に係る歳出の増が見込まれることから、歳出一般財源の総額を増やすことなく、財源の重点的・効率的な配分によりこれらの行政需要に対応することを基本とする財政運営が求められる。

3 . 平成21年度予算編成の基本方針

国、地方を通じて更なる財政健全化が進められる状況の下で、平成21年度の予算編成では、経常的経費については、枠配分された経費の範囲で重点的・効率的な予算編成を行い、事業の再構築により一般財源総額を増やさないことを基本とし、また、臨時的経費については、諸事業の峻別・優先づけを行った「第9回実施計画」(平成21年度～平成23年度)に基づいた予算編成を行うことを基本として、将来を見据えた堅実で節度ある財政運営を目指す。

また、予算見積要求にあたっては、下記により全ての事務事業について社会経済情勢や行政の果たすべき役割の変化に応じた積極的な見直しを行った上で事業費を見積ること。

記

各部においては、所管に係る施策・重点項目・事業推進の方針等、予算編成の基本的考え方を整理するとともに、次の各項目に掲げた事項について留意し、予算の見積要求にあたっての具体的方策を明らかにすること。

(1) 徹底したコスト削減

厳しい財政状況の中で、市民の理解と信頼を得るためには、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、効率的で効果的な行財政運営に取り組み、一般家庭や民間企業における経費節減に見習い、徹底したコスト削減を図ること。

将来に渡って収支の均衡を保つよう財政の健全化に配慮し、経費の徹底した節減合理化と事務事業の見直しを図り、なお一層のコスト削減の意識をもって事業費を見積ること。

職員配置(嘱託職員・臨時職員等含む)についても、簡素で効率的な体制を早期に構築するため、徹底した見直しを行うこと。

(2) 積極的な財源確保

市税や国民健康保険税、各種使用料等の収納率の向上対策を図ること。

使用料・手数料については、受益者負担の適正化に努め、他の市民との公平を欠くことのないよう、サ・ビスに見合った負担となるよう見直しを図ること。

なお、必要に応じて、早急な条例改正等も視野に入れた対応をすること。

国基準や県内市町村に比べて、受益者負担の低いものについては、早急に適正な料金に見直すこと。

土地利用の見直しや企業誘致活動等を引き続き推進し、将来の財源確保に向けた取組みに努めること。

(3) 補助事業について

補助事業については、中長期的視点に立った施策の展開が必要であり、事業の必要性、緊急性、効果等を十分勘案し、「第9回実施計画」に基づき見積もること。

「三位一体の改革」等による地方分権によって税源移譲があった場合、移譲財源の範囲内で事務を行うこと。

補助事業において、制度上の基準や徴収すべき個人負担等が定められている場合に、この基準を超過して市独自に上乘せしているものは、漫然と継続するのではなく、昨今の状況下で真に必要性があるか十分に検証した上で見積もること。

国・県において、制度の廃止や縮小が行われた場合は、原則として本市においても同様とし、安易に単独事業として継続させないこと。

市単独で実施している事業において、補助事業への振替が可能なメニュー - を積極的に導入し財源確保に努めること。

(4) 補助金等の見直し

国と地方は、財政再建に向けて歳出削減に努めている。とりわけ、本市では徹底した歳出見直しを進め、一方ならぬ努力を重ねてきたところである。補助金の交付を受ける各種団体等についても、本市同様、一層の自助努力を求めるものとし、市が単独で行う各種補助金については、予算概算見積要領のとおり削減するものとする。

原則として新たな補助金は認めないが、やむを得ず新設の必要がある場合は、スクラップ&ビルドで対応すること。

公共的団体への業務委託や運営費補助等については、当該団体の組織、職員定数や業務の執行について徹底した合理化・効率化を求め、コスト削減を図るとともに、企業理念の徹底により経営の改善を図るよう求めること。

(5) 行政改革の推進について

平成16年4月に策定した第3次行政改革に基づき、あらゆる分野の経費節減に最大限の努力を払い、多様化する行政需要に応えられるように努めること。

事業評価に基づき、目的と成果を明確にした上で事業の在り方や方向性について点検を行う等、全ての事業見直しについて積極的に取り組むこと。

各種ボランティア、NPO（民間非営利組織）団体との連携を含めた公・民の適切な役割分担の推進や指定管理者制度の導入等、事業手法について十分な検討を行うこと。

(6) 特別会計の健全化について

特別会計については、それぞれの設置目的等を再確認のうえ、「独立採算の原則」を十分認識し、健全経営の観点から事務事業の合理化、効率化に努め、受益者負担の適正化を図り、公平な費用負担を確保し、健全経営に努めること。

一般会計からの繰出金については、一般会計が負担しなければならない経費以外の負担は大変厳しい状況にあり、財源不足を安易に一般会計に依存することのないよう実態の把握に努め、一般会計に準じて予算編成を行い、歳出経費の削減に努めること。

(7) 事業の見直し

事業については、前例や慣例にとらわれた「現状維持の行政」ではなく、常に市民の視点で事業効果を検証し、必要性・緊急性・費用対効果の観点から見直しを行うこと。

新規事業及び既存の事業は、次の項目により総点検を行い見直しを図ること。

- ア 市民は必要としているか。
- イ 行政が行わなければならないものか。
- ウ 国、県、市、民間のいずれが担うべきか。
- エ 民間に任せることはできないか。
- オ 事業を導入、継続した場合、どの程度の効率性を上げることができるか。
- カ 厳しい財政状況の中で賄うべきものか。

(8) 国の地方財政措置等への対応

国の予算及び地方財政計画等が未確定であるため、平成21年度予算編成は現行制度を前提に編成することとなるが、予算見積もりにあたっては、国・県の動向に細心の注意を払い、方針が明らかにされているものは可能な限り当初予算に反映させること。

特に、国・県の新たな制度や事業、補助制度廃止等で一般財源が新たに必要になる場合は、当初予算に反映できるよう情報収集に努め対応すること。